

告示

内水面漁

# 鳥取県公報

平成 30 年 3 月 30 日(金) 第8988号

每週火 · 金曜日発行

目 次 口頭による開示請求を行うことができる個人情報の一部改正(182)(県民課)・・・・3 告 示 鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則による情報通信 の技術を利用する方法により行わせ、又は行うこととする申請等及び処分通知等 鳥取県と鳥取市との間における保健所業務等に関する事務の委託に関する規約 新生公立鳥取環境大学運営協議会規約の一部変更(185)(教育・学術振興課)・・ 鳥取県立倉吉体育文化会館の利用料金の一部改正(186)(スポーツ課)・・・・・・9 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出 指定居宅サービス事業者の指定(189)(東部福祉保健事務所)・・・・ 指定介護予防サービス事業者の指定(190)(〃)・・・・・・・・・・・・・12 指定障害福祉サービス事業者の指定(191)(〃)・・・・・・・・・・・・・・12 県統計調査の実施(192)(循環型社会推進課)・・・・・・・・・・・・・·13 屋外広告物に係る禁止地域等の指定の一部改正(193)(住まいまちづくり課)・・・・13 建築計画概要書等の閲覧に関する規程の一部改正(194)(〃)・・・・・・・・・14 国土調査の成果の認証(195) (農地・水保全課)・・・・・・・・・・・・・・・・14 土地改良区の役員の就退任(196) (東部農林事務所)・・・・・・・・・・・15 県営土地改良事業の工事の完了(197)(")・・・・・・・・・・・・・・16 森林病害虫の駆除命令(198) (")・・・・・・・・・・・・・・・・・16 県道の区域の変更(199)(道路企画課)・・・・・・・・・・・・・・・16 県道の供用の開始(200)(〃)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 土砂災害警戒区域の指定(2件)(201・202)(治山砂防課)・・・・・・・・・・17 土砂災害警戒区域の指定の変更(2件)(203・204)(")・・・・・・・・・・・18 土砂災害特別警戒区域の指定 (3件) (205~207) (")・・・・・・・・・・19 土砂災害特別警戒区域の指定の解除(208)(")・・・・・・・・・・・・20 採石法による採取計画の認可の公表(209)(鳥取県土整備事務所)・・・・・・・・21 砂利採取法による採取計画の認可の公表(210)(〃)・・・・・・・・・・・・21 砂利採取法による採取計画の変更認可の公表 (211) (")・・・・・・・・・・・22 指定障害児通所支援事業者の指定(212)(中部総合事務所福祉保健局)・・・・・・22 土地改良区の役員の就任(213) (中部総合事務所農林局)・・・・・・・・・・23 河川法による船舶の保管(214)(中部総合事務所県土整備局)・・・・・・・・・23 指定障害福祉サービス事業の廃止の届出 (215) (西部総合事務所福祉保健局)・・・・24 口頭による開示請求を行うことができる個人情報の一部改正(1) (広報県民課)・・・・24

コイの持出し等の禁止に関する指示(1)・・・・・・

	管委告示	平成30年度第5種共同漁業権者に係る増殖目標量(2)・・・・・・・・・・26
$\Diamond$	公 告	大規模店舗の設置の届出(住まいまちづくり課)・・・・・・・・・・・・26
		大規模店舗の設置の中止の届出(〃)・・・・・・・・・・・・・・・・27
$\Diamond$	調達公告	総合評価一般競争入札の実施(病院局総務課)・・・・・・・・・・・・・・27
$\Diamond$	雑 報	公立大学法人公立鳥取環境大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規程の一部
		改正(教育・学術振興課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31

## 示

### 鳥取県告示第182号

平成11年鳥取県告示第642号(口頭による開示請求を行うことができる個人情報について)の一部を次のように 改正し、平成30年4月1日から施行する。

平成30年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後			改正前				
口頭による	開示する個	開示請求を	開示請求	口頭による	開示する個	開示請求を	開示請求
開示請求を	人情報の内	行うことが	を行うこと	開示請求を	人情報の内	行うことが	を行うこと
行うことが	容	できる期間	ができる場	行うことが	容	できる期間	ができる場
できる個人			所	できる個人			所
情報取扱事				情報取扱事			
務の名称				務の名称			
略				略			
非常勤職員	試験の合	合格発表日	当該試験	非常勤職員	試験の合	合格発表日	当該試験
採用試験及	否、総合得	から1月間。	を実施した	採用試験及	否、総合得	から1月間。	を実施した
び臨時的任	点、順位及	ただし、第1	課(課に相	び臨時的任	点、順位及	ただし、第1	課(課に相
用職員採用	び試験種目	次試験及び	当するもの	用職員採用	び試験種	次試験及び	当するもの
試験	ごとの得点	第2次試験	を含む。)	試験	目ごとの得	第2次試験	を含む。)
	(不合格	がある場合	又は地方機		点 (不合格	がある場合	又は地方機
	者にあって	は、第1次試	関		者にあって	は、第1次試	関
	は試験種目	験の不合格			は試験種	験の不合格	
	ごとの判定	者にあって			目ごとの判	者にあって	
	結果がある	は第1次試			定結果が	は第1次試	
	場合は、当	験の試験結			ある場合	験の試験結	
	該判定を含	果の通知日			は、当該判	果の通知日	
	む。)	から、第1次			定を含む。)	から、第1次	
		試験の				試 験 の	
		合格者に				合格者に	
		あっては最				あっては最	
		終試験結果				終試験結果	
		の通知日か				の通知日か	
		ら1月間				ら1月間	
				歯科技工士	科目別得	合格発表日	福祉保健
				試験	点及び総	から1月間	部健康医
					合得点		療局医療
							政策課
鳥取県立歯	科目別得	合格発表日	福祉保健	鳥取県立歯	科目別得		
科衛生専門	点、総合得	<u>から1月間</u>	部健康医	科衛生専門	点、総合得	,,	,,
学校入学試	点及び順位		療局医療	学校入学試	点及び順	<u>"</u>	<u>"</u>
験			政策課	験	位		

略					略			
毒物劇物取			福祉保健		毒物劇物取			福祉保健
扱者試験			部健康医		扱者試験			部健康医
	IJ	11	療 局 医			"	"	療 局 医療
			療・保険課					指導課
一般用医薬			福祉保健		一般用医薬			福祉保健
品に係る登			部健康医		品に係る登			部健康医
绿販売者試			療 局 医		録販売者試			療局医療
験			療・保険課		験			指導課
			各総合事					
	IJ	"	務所			"	"	各総合事
								務所
								東部福祉
								保健事務
								所
狩 猟 免 許 試	知識試験	試験結果の	生活環境		狩猟免許試	知識試験	試験結果の	
験		通知日から			験		通知日から	
	技能試験	1月間	自然課			び技能試	1月間	自然課
	の得点		各総合事			験の得点		各総合事
			務所					務所
			34/31					東部生活
								環境事務
								所
略					略			<u> </u>
ふぐ処理師	科目別得		生活環境		ふぐ処理師	科目別得		生活環境
試験	点及び総合		部くらしの		試験	点及び総		部くらしの
	得点		安心局くら			合得点		安心局くら
			しの安心推					しの安心推
			進課					進課
		11	各総合事				"	各総合事
			務所					務所
								東部生活
								環境事務
								所
略					略			
技能検定試	科目別得		商工労働		技能検定試	科目別得		商工労働
験	点		部雇用人		験	点		部屋用人
		"	材局産業				"	材総室
			人材課					
				1				
略					略			

### 鳥取県告示第183号

鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則(平成16年鳥取県規則第73号)第3条

の規定に基づき、情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うこととする申請等及び処分通知等を次 のとおり定めたので、告示する。

平成30年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

条例等	条 項	申請等及び処分通知等の内容	開始日
鳥取県補助金等交付規則(昭和 32年鳥取県規則第22号)	第5条	補助金等の交付申請	平成30年4月1 日
	第8条第1項	補助金等の交付決定	"
	第17条第1項	補助金等の実績報告	"
	第18条第1項	補助金等の額の確定	"
鳥取県公有財産事務取扱規則 (昭和39年鳥取県規則第27号)	第11条第1項	行政財産の使用許可の申請	IJ.
鳥取県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則(昭和37年鳥取県規則第18号)	第3条第1項	管理薬局外兼務許可申請書	II
鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和60年鳥取 県条例第20号)	第4条	浄化槽保守点検業者の登録及び更新の登録 の申請	II
鳥取県都市公園規則(昭和54年 鳥取県規則第60号)	第8条第2項	都市公園の使用料の減免の申請	"
鳥取県食品衛生条例(平成12年 鳥取県条例第17号)	第3条の2第1 項	鳥取県HACCP適合施設の認定の申請	"
鳥取県ふぐの取扱い等に関する	第4条第1項	ふぐ処理師の免許の申請	"
条例(平成16年鳥取県条例第7号)	第12条第1項	ふぐ取扱い営業の認証の申請	"
鳥取県屋外広告物条例(昭和37 年鳥取県条例第31号)	第10条の3	屋外広告業の登録及び更新の登録の申請	"
鳥取県景観形成条例(平成19年 鳥取県条例第14号)	第19条の 2	景観法(平成16年法律第110号)第16条第1 項の規定による届出に係る行為の完了の届 出	n
鳥取県立農業大学校管理規則	第12条の2	入学許可の申請	"
(昭和59年鳥取県規則第12号)	第18条第2項	授業料等の減免申請	"
	第21条第1項	入寮許可の申請	JJ
	第24条第1項	受講願	IJ
	第26条第2項	受講料の減免の申請	II
	第29条第1項	利用の申込	"
	第36条第2項	使用料の減免の申請	IJ
鳥取県養蜂振興法施行細則(昭 和31年鳥取県規則第22号)	第3条第1項	転飼養蜂の許可の申請	IJ.
鳥取県子牛公正取引条例施行規 則(昭和59年鳥取県規則第69号)	第3条	特例取引の承認の申請	11
鳥取県林業試験場手数料等徴収 条例施行規則(平成8年鳥取県	第5条第1項	機械器具の使用願	11

規則第7号)				
鳥取県営境港水産物地方卸売市	第3条第1項	仲卸業務の許可の申請	<i>II</i>	
場の設置等に関する条例(昭和	第4条第1項	仲卸業務の許可の更新の申請	<i>II</i>	
39年鳥取県条例第19号)	第8条第1項	売買参加者の登録の申請	JJ	
	第9条第1項	売買参加者の登録の更新の申請	<i>II</i>	
	第40条	市場施設の使用料の減免の申請	JJ	
鳥取県砂防指定地等管理条例	第4条第1項	砂防指定地内における制限行為の許可の申	JJ	
(平成15年鳥取県条例第10号)	第 4 未 第 1 項	請	"	
	第5条第1項	砂防指定地内における砂防設備等の占用の	"	
	第 3 未第 1 項	許可の申請	"	
	第6条第2項	砂防指定地内における制限行為等の許可期	"	
	第 0 未第 2 項	間の更新の申請	"	
	第7条第1項	砂防指定地内における制限行為等の許可に	"	
	加   本	係る事項の変更許可の申請	,,	
鳥取県海面漁業調整規則(昭和	第12条第1項	漁業の許可の内容の変更許可の申請	IJ	
40年鳥取県規則第46号)	13112 A 27 1 - B		"	

### 鳥取県告示第184号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定に基づき、保健所業務等に関する事務を鳥取市に 委託したので、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第2項の規定により、その旨を告示するととも に、次のとおりその規約を告示する。

平成30年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県と鳥取市との間における保健所業務等に関する事務の委託に関する規約

(委託事務の範囲)

- 第1条 鳥取県(以下「甲」という。)は、岩美郡岩美町並びに八頭郡若桜町、智頭町及び八頭町の区域に係る 次に掲げる事務並びに鳥取市の区域に係る第3号及び第4号に掲げる事務の一部(以下「委託事務」という。) を鳥取市(以下「乙」という。)に委託する。
  - (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第252条の22第1項の規定により、鳥取市の区 域において乙が処理する事務に相当する事務
  - (2) 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年鳥取県条例第35号)の規定により、 鳥取市の区域において乙が処理する事務に相当する事務
  - (3) 法令及び国が定める要綱等の規定により甲が処理することとされている事務
  - (4) 甲がその条例、規則その他の規程、要綱等(以下「条例等」という。)の定めるところにより処理する 事務

(管理及び執行の方法)

第2条 委託事務の管理及び執行については、別に定めるものを除き、乙の条例等の定めるところによるものと する。

(経費の負担及び予算の執行)

- 第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、甲の負担とし、甲は、これを乙に交付するものとする。
- 2 前項の経費の額及び交付の時期は、鳥取県知事(以下「知事」という。)及び鳥取市長(以下「市長」とい う。)が協議して定める。この場合において、市長は、あらかじめ、経費の見積書その他の知事が必要と認め る書類を知事に送付しなければならない。
- 第4条 市長は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、乙の歳入歳出予算において、乙の事 業に要する経費に合算して計上するものとする。

- 2 委託事務の管理及び執行に係る収入は、乙に帰属する。
- 第5条 知事は、各年度において、交付した経費の額が、現に要した経費の額を超過していると認められる場合 においては、当該超過する額を翌年度における経費の額から減じて交付するものとする。
- 2 知事は、各年度において、交付した経費の額が、現に要した経費の額に満たないと認められる場合において は、当該不足する額を翌年度における経費の額に加えて交付するものとする。

(決算の場合の措置)

第6条 市長は、法第233条第6項の規定により決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を知事に通知するものとする。

(委託事務を廃止する場合の措置)

第7条 委託事務を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、市長がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生ずる余剰金又は不足金の処理については、知事及び市長が協議して定めるものとする。

(条例等改正の場合の措置)

- 第8条 委託事務の管理及び執行について適用される甲又は乙の条例等の全部又は一部を改正しようとする場合 においては、知事又は市長は、あらかじめ、知事にあっては市長に、市長にあっては知事に通知しなければな らない。
- 2 委託事務の管理及び執行について適用される甲又は乙の条例等の全部又は一部が改正された場合においては、 知事又は市長は、直ちに当該条例等を知事にあっては市長に、市長にあっては知事に通知しなければならない。 (連絡調整会議)
- 第9条 知事及び市長は、委託事務の管理及び執行に関し、必要に応じて、連絡及び調整を行うための会議を開催するものとする。
- 2 知事及び市長は、前項の会議に岩美郡岩美町並びに八頭郡若桜町、智頭町及び八頭町の町長の出席を求めることができるものとする。

(補則)

第10条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この規約は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 知事は、この規約の施行後速やかにその管理及び執行に乙の条例等が適用される委託事務について、岩美郡 岩美町並びに八頭郡若桜町、智頭町及び八頭町の区域にその旨及び当該条例等を公表するものとする。
- 3 この規約の施行の際現に甲に対して行われている申請その他の行為でこの規約の施行の日以後乙が処理する こととなる委託事務に係るものについては、同日以後乙に対して行われた申請その他の行為とみなす。

### 鳥取県告示第185号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の6の規定によりその例によることとされる同法第252条の2の2第1項の規定により、新生公立鳥取環境大学運営協議会規約の一部を変更したので、同法第252条の6の規定によりその例によることとされる同法第252条の2の2第2項の規定により、次のとおりその一部を変更する規約を告示する。

平成30年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

新生公立鳥取環境大学運営協議会規約の一部を変更する規約

新生公立鳥取環境大学運営協議会規約(平成23年鳥取県告示第752号)の一部を次のように変更する。 次の表の変更前の欄に掲げる規定を同表の変更後の欄に掲げる規定に、下線で示すように変更する。

変 更 後 変 更 前

(担任する事務)

- 行する。
  - (1) 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。 以下「法」という。) に規定する事務のうち、次 に掲げるもの
    - ア 法第14条第1項及び第2項、第17条第1項か ら第3項まで、第19条の2第2項及び第4項、 第22条第1項、第23条第1項、第25条第1項及 び第2項第1号、第26条第1項及び第3項、第 34条第1項、第36条、第39条、第40条第3項及 び第4項、第41条第1項ただし書及び第2項た だし書、第42条の2第1項、第2項、第3項た だし書及び第4項、第44条第1項、第55条、第 71条第2項及び第8項、第72条第1項、第77条 の3、第79条の2第1項、第79条の3第1項、 第2項及び第5項、第79条の4、第121条第1項 並びに第122条第1項に規定する権限の行使に関 する事務
    - イ 法第6条第4項、第13条第4項後段及び第6 項第2号、第19条の2第4項、第22条第2項、 第26条第1項及び第2項第7号、第27条第1項、 第34条、第40条第6項、第44条第1項、第46条、 第56条の2第1号及び第2号並びに第78条の2 第2項に規定する条例又は規則で定めるものと されている事項を定めることに関する事務
    - ウ 法第13条第9項、第13条の2、第14条第5項、 第17条第4項、第27条第1項、第34条第1項、 第45条、第56条第1項において準用する法第48 条第2項、第56条の3第3項、第57条第2項、 第78条第3項及び第122条第2項に規定する届 出、報告等の受理に関する事務
    - エ 法第25条第3項、第42条の2第5項、第44条 第2項、第78条第4項、第79条の2第2項、第 108条第2項及び第112条第2項に規定する評価 委員会への意見聴取に関する事務
    - オ 法第78条の2第5項に規定する評価委員会か らの報告の受理に関する事務

力 略

キ 法第77条の2第2項に規定する大学附属の学 校の設置に関する事務

(担任する事務)

- 第4条 協議会は、次に掲げる事務を管理し、及び執 第4条 協議会は、次に掲げる事務を管理し、及び執 行する。
  - (1) 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。 以下「法」という。) に規定する事務のうち、次 に掲げるもの
    - ア 法第14条第1項及び第2項、第17条第1項か ら第3項まで、第22条第1項、第23条第1項、 第25条第1項及び第2項第1号、第26条第1項 及び第4項、第31条第1項、第34条第1項、第 36条、第39条、第40条第3項及び第4項、第41 条第1項ただし書及び第2項ただし書、第42条 の2第1項、第2項及び第3項ただし書、第44 条第1項、第55条、第71条第2項及び第8項、 第72条第1項、第77条の3、第79条の3第1項、 第2項及び第5項、第79条の4、第121条第1項 並びに第122条第1項に規定する権限の行使に関 する事務
    - イ 法第6条第4項、第22条第2項、第26条第1 項及び第2項第7号、第27条第1項、第28条第 1項、第29条第1項、第30条第1項、第34条第 1項及び第4項、第40条第7項、第44条第1項 並びに第46条に規定する条例又は規則で定める ものとされている事項を定めることに関する事 務
    - ウ 法第13条第5項、第14条第4項、第17条第4 項、第27条第1項、第29条第1項、第34条第1 項、第45条、第56条第1項において準用する法 第48条第2項、第57条第2項、第78条第3項及 び第122条第2項に規定する届出、報告等の受理 に関する事務
    - 工 法第22条第3項、第25条第3項、第26条第3 項、第31条第2項、第34条第3項、第40条第5 項、第41条第4項、第42条の2第5項及び第6 項、第44条第2項、第108条第2項並びに第112 条第2項に規定する評価委員会への意見聴取に 関する事務
    - オ 法第28条第4項(法第30条第3項において準 用する場合を含む。) に規定する評価委員会か らの報告の受理に関する事務

力 略

キ 法第77条の2に規定する大学附属の学校の設 置に関する事務

 $(2)\sim(4)$  略  $(2)\sim(4)$  略 2 略 2 略

附則

この規約は、平成30年4月1日から施行する。ただし、新生公立鳥取環境大学運営協議会規約第4条第1項第 1号アの改正規定(「第3項まで」の次に「、第19条の2第2項及び第4項」を加える部分に限る。)及び同号 イの改正規定(「法第6条第4項」の次に「、第13条第4項後段及び第6項第2号、第19条の2第4項」を加え る部分のうち「、第19条の2第4項」を加える部分に限る。)は、平成32年4月1日から施行する。

### 鳥取県告示第186号

平成26年鳥取県告示第227号(鳥取県立倉吉体育文化会館の利用料金について)により告示した利用料金の一部 を改正することについて、鳥取県立倉吉体育文化会館の設置及び管理に関する条例(昭和56年鳥取県条例第8号) 第10条第2項の規定に基づき平成30年3月19日承認したので、当該告示を次のように改正し、同条第3項の規定 により告示する。

平成30年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後 改正前

### 1 利用料金

### (1) 体育文化会館利用料

		区分	単位	金額		
H	各					
教	H	各				
養	営利	利を目	H	各		
室	的。	とする	入‡	易料等を	1 時	900 円
	場合	<u> </u>	徴↓	又すると	間に	
			き。		つき	
ク	専	営 利	入机	揚料等を	1 時	3,000
ラ	用	を目	徴↓	反しない	間に	円
イ	利	的 と	논	<u> </u>	つき	
3	用	しな	入均	易料等を	1 時	4,000
ン		い場	徴↓	仅すると	間に	円
グ		合	き。		つき	
セ		営 利	入均	湯料等を	1 時	7,000
ン		を目	徴口	又しない	間に	円
タ		的 と	논	<u> </u>	つき	
_		する	入均	揚料等を	1 時	10,000
		場合	徴口	仅すると	間に	円
			き。		つき	
	_	1 月	ボ	幼児、	1 人	500 円
	般	利用	ル	児童、	1回	
	利	券に	ダ	生徒又	につ	
	用	よら	IJ	は学生	き	

### 1 利用料金

### (1) 体育文化会館利用料

1									
		区分	単位	金額					
	略								
	教	略							
	養	営利を目	略						
	室	的とする	入場料等を	1 時	900 円				
		場合	徴収すると	間に					
			き。	つき					
	1		•	,					

なで用る合い利す場	ング施設	(以下 「学生 いう。) 一般人	1人 1回 につ き	700円
	全施設	学生等	1人 1回 につ き	700 円
		一般人	1人 1回 につ き	1,000
1 月 利 用 券 に	ボルダ	学生等	1人 につ き	4, 300 円
よ り 利 用 す る 場合	リング施設	一般人	1人 につ き	6, 000 円
	全施設	学生等	1人 につ き	6, 000 円
		一般人	1人 につ き	8, 600 円

### 備考

- 1 略
- 2 体育館、大研修室、中研修室、小研修室、 <u>教養室又はクライミングセンター</u>を利用す る場合において、冷房又は暖房をしたとき は、(1)の表に定める利用料の額に(2)ウ に定める冷暖房利用料を加算するものとす る。

3 • 4 略

(2) 設備利用料

ア略

イ その他設備利用料

区分	単位	金額
略		

### 備考

- 1 略
- 2 体育館、大研修室、中研修室、小研修室 又は教養室を利用する場合において、冷房 又は暖房をしたときは、(1)の表に定める 利用料の額に(2)ウに定める冷暖房利用料 を加算するものとする。

3 • 4 略

(2) 設備利用料

イ その他設備利用料

区分	単位	金額
略		

長机(体育館)	1脚1回につ	20 円
	き	
シューズ(ク	1組1回につ	200 円
ライミングセ	き	
ンター)		
ハーネス(ク	1組1回につ	200 円
ライミングセ	き	
ンター)		
ロープ(クラ	1組1回につ	200 円
イミングセン	き	
ター)		
チョーク(ク	1組1回につ	100 円
ライミングセ	き	
ンター)		

### ウ 冷暖房利用料

区分	金額(1時	間につき)
	冷房	暖房
略		
教養室	200 円	100 円
クライミング	300 円	300 円
センター(専		
用利用の場合		
に限る。)		

工略

2 略

長机(体育館) 1脚1回につ 20 円

ウ 冷暖房利用料

	113120000011111111111111111111111111111			
	区分	金額(1時間につき)		
		冷房	暖房	
	略			
	教養室	200 円	100 円	
_	m/z			

工略

2 略

この告示は、平成30年4月2日から施行する。

### 鳥取県告示第187号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(第54条の2第4項において準用する場合及び中国残留邦人等 の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法 律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。) 第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。) の 規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業及び介護予防事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法 第55条の3 (中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。) の規定により次のと おり告示する。

平成30年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所	居宅介護事業所の名	居宅介護事業所	居宅介護事業の	廃止年月日
177	の所在地	称	の所在地	種類	<b>廃业</b> 平月日
医療法人佐	西伯郡大山町	医療法人佐々木医院	西伯郡大山町田	短期入所療養介	平成29年9
木医院	田中646-1		中646-1	護	月30日

### 2 介護予防事業者

kı	£h-	主たる事務所	介護予防事業所の名	介護予防事業所	介護予防事業の	<b>感</b> 正 年 日 日
名	称	の所在地	称	の所在地	種類	廃止年月日
医療法	人佐々	西伯郡大山町	医療法人佐々木医院	西伯郡大山町田	介護予防短期入	平成29年9
木医院		田中646-1		中646-1	所療養介護	月30日

### 鳥取県告示第188号

健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第91条の規定による改正前の生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「旧生活保護法」という。)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。)第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。)の規定に基づき、指定介護機関から介護療養型医療施設を廃止した旨の届出があったので、旧生活保護法第55条の3(中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。)の規定により次のとおり告示する。

平成30年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 介護療養型医療施設

名称	所在地	廃止年月日
医療法人佐々木医院	西伯郡大山町田中646-1	平成29年9月30日

### 鳥取県告示第189号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成30年3月30日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口

豊

事業者の名称又は氏	指定に係る事業所の	指定に係る事業所の	指定年月日	サービスの種類
名	名称	所在地	<u>有比平</u> 月日	サービスの種類
特定非営利活動法	らしく訪問看護ステ	鳥取市美萩野二丁目	平成30年3月26日	訪問看護
人みんなの家	ーション	81		

### 鳥取県告示第190号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成30年3月30日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称又は氏 名	指定に係る事業所の 名称	指定に係る事業所の 所在地	指定年月日	サービスの種類
特定非営利活動法	らしく訪問看護ステ	鳥取市美萩野二丁目	平成30年3月26日	介護予防訪問看護
人みんなの家	ーション	81		

### 鳥取県告示第191号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成30年3月30日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

名 称 | 主たる事務所 | 指定に係る障害福祉サ | 指定に係る障害福祉サ | 障害福祉サービ | 指定年月日

	の所在地	ービス事業を行う事業	ービス事業を行う事業	スの種類	
		所の名称	所の所在地		
株式会社プ	鳥取市田園町	ぱに一に西町店	鳥取市西町四丁目325	就労継続支援B	平成30年3月
レマスペー	三丁目335-2			型	20日
ス					
一般社団法	鳥取市河原町	就労継続支援A型事業	鳥取市河原町曳田710	就労継続支援A	"
人結夢	曳田710	所どり一む		型	"

### 鳥取県告示第192号

鳥取県統計調査条例(昭和25年鳥取県条例第7号)に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例 施行規則(平成12年鳥取県規則第20号)第3条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成30年3月30日

鳥取県知事 平 井 治

1 調査の名称

鳥取県産業廃棄物実態調査

2 調査の目的

平成29年度の鳥取県内における産業廃棄物の発生及び処理状況等の実態を把握し、産業廃棄物の適正な処理 等の推進に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

3 調査対象の範囲

県内全域の事業所(農林漁業を除く。)

- 4 報告を求める事項及びその基準となる期間
  - (1) 報告を求める事項
    - ア 従業員数
    - イ 元請完成工事高・解体工事請負高(建設業)、製造品出荷額(製造業)又は病床数(医療機関)
    - ウ 廃棄物の種類、契約等ごとに次に掲げる事項
      - (ア) 自社中間処理前発生量
      - (イ) 委託前自社中間処理方法
      - (ウ) 委託中間処理方法
      - (工) 委託最終処分方法
  - (2) その基準となる期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

5 報告を求める者

産業分類別に従業員数等により設定した方法により抽出した事業所(農林漁業を除く。)約1,500箇所

6 報告を求めるために用いる方法

調査対象者に対して調査票を郵送し、調査票を鳥取県に返送させる方法で行う。

なお、鳥取市、岩美郡及び八頭郡の調査対象者については、鳥取市を経由して返送させる方法とする。

7 報告を求める期間

平成30年4月1日から同年6月30日まで

8 調査票情報の保存期間

5年間

9 結果の公表方法

鳥取県のホームページで公表する。

### 鳥取県告示第193号

平成元年鳥取県告示第685号(屋外広告物に係る禁止地域等の指定について)の一部を次のように改正し、平成

30年4月1日から施行する。

平成30年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

正 後

改

鳥取県屋外広告物条例(昭和37年鳥取県条例第31号。 以下「条例」という。)第2条及び第3条の規定に基づ き、広告物を表示し、若しくは広告物を掲出する物件を 設置することを禁止し、又は制限する地域又は場所を次 のとおり指定し、平成元年7月1日から施行するので、 条例第7条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県生活環境部くらしの安心局住 まいまちづくり課、東部建築住宅事務所、中部総合事務 所及び西部総合事務所の生活環境局、八頭県土整備事務 所並びに西部総合事務所日野振興センター日野県土整備 局において公衆の縦覧に供する。

1~5 略

鳥取県屋外広告物条例(昭和37年鳥取県条例第31号。 以下「条例」という。)第2条及び第3条の規定に基づ き、広告物を表示し、若しくは広告物を掲出する物件を 設置することを禁止し、又は制限する地域又は場所を次 のとおり指定し、平成元年7月1日から施行するので、 条例第7条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県生活環境部くらしの安心局住 まいまちづくり課、東部生活環境事務所、中部総合事務 所及び西部総合事務所の生活環境局、八頭県土整備事務 所並びに西部総合事務所日野振興センター日野県土整備 局において公衆の縦覧に供する。

 $1\sim5$  略

### 鳥取県告示第194号

建築計画概要書等の閲覧に関する規程(平成17年鳥取県告示第481号)の一部を次のように改正し、平成30年4 月1日から施行する。

平成30年3月30日

鳥取県知事 平 井 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

### (閲覧所)

第2条 概要書の閲覧所は、次の表の左欄に掲げる概 要書の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めると おりとする。

概要書の区分	閲覧所
岩美郡及び八頭	鳥取市立川町六丁目176
郡の区域内にお	鳥取県東部建築住宅事務
ける建築物等に	<u>所</u>
係るもの	
略	

### (閲覧所)

第2条 概要書の閲覧所は、次の表の左欄に掲げる概 要書の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めると おりとする。

概要書の区分	閲覧所
岩美郡及び八頭	鳥取市立川町六丁目176
郡の区域内にお	鳥取県東部総合事務所生
ける建築物等に	活環境局建築住宅課
係るもの	
略	

### 鳥取県告示第195号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、 同条第4項の規定により告示する。

平成30年3月30日

鳥取県知事 平 井 治

調査を行った者 の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
日野郡日南町 平成21年度から平		日南町(大字宮内の一部	日南町大字宮内の	平成30年3月30日
	成24年度まで	[901-1, 901-2])	一部	
		の地籍図及び地籍簿		
倉吉市	平成23年度及び平	倉吉市(福吉町、金森町、	倉吉市福吉町、金森	
	成24年度	福吉町二丁目、越中町、	町、福吉町二丁目、	
		越殿町、広瀬町及び河原	越中町、越殿町、広	IJ.
		町の各一部)の地籍図及	瀬町及び河原町の	
		び地籍簿	各一部	
鳥取市	平成27年度及び平	鳥取市(河原町釜口の一	鳥取市河原町釜口	
	成28年度	部) の地籍図及び地籍簿	の一部	"
		鳥取市(気高町郡家の一	鳥取市気高町郡家	
"	"	部) の地籍図及び地籍簿	の一部	"
		鳥取市(用瀬町美成の一	鳥取市用瀬町美成	
"	"	部) の地籍図及び地籍簿	の一部	"
東伯郡琴浦町	平成25年度及び平	琴浦町 (大字大杉、大字	琴浦町大字大杉、大	
	成26年度	山田及び大字公文の各	字山田及び大字公	<sub>II</sub>
		一部) の地籍図及び地籍	文の各一部	"
		簿		
		琴浦町 (大字宮場、大字	琴浦町大字宮場、大	
"	,,	八反田、大字法万及び大	字八反田、大字法万	<i>II</i>
"	"	字杉地の各一部) の地籍	及び大字杉地の各	"
		図及び地籍簿	一部	

### 鳥取県告示第196号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定に基づき、次のとおり五本松土地改良区から役員が退 任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成30年3月30日

鳥取県東部農林事務所長 宮 田 邦 夫

退任した役員の氏名及び住所

理 事 飯 田 伊知郎 鳥取市鹿野町中園183

学 鳥取市青谷町奥崎47 IJ 大 口

IJ 中 原 隆 鳥取市青谷町河原332-11

中原睦夫鳥取市気高町土居98

笹 尾 宏 鳥取市青谷町河原872

棚 田 景 己 鳥取市青谷町青谷615

監事中原和則 鳥取市青谷町河原282

" 長谷川 寛 鳥取市青谷町河原831

平成30年3月21日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 飯 田 伊知郎 鳥取市鹿野町中園183

学 鳥取市青谷町奥崎47 大 口 IJ

中 原 隆 鳥取市青谷町河原332-11 IJ

中 原 睦 夫 鳥取市気高町土居98

IJ 長谷川 二 郎 鳥取市青谷町河原431

長谷川 具 章 鳥取市青谷町河原272

秋 吉 正 士 鳥取市青谷町河原813

監事 長谷川 寛 鳥取市青谷町河原831

棚 田 景 己 鳥取市青谷町青谷615

平成30年3月22日就任 任期3年

### 鳥取県告示第197号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の3第3項 の規定により告示する。

平成30年3月30日

鳥取県東部農林事務所長 宮 田 邦 夫

土 地 改 良 事 業 の 名 称	工事完了年月日
県営農業水利施設保全合理化事業 大井手堰地区 農業用用排水	平成30年3月7日

### 鳥取県告示第198号

森林病害虫等防除法(昭和25年法律第53号)第5条第1項の規定に基づき、同法第3条第1項第4号に掲げる 命令をするので、同法第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年3月30日

鳥取県東部農林事務所八頭事務所長 西 尾 博

- 1 区域及び期間
  - (1) 区域

鳥取市の一部 (別紙のとおりとする。)

(2) 期間

平成30年5月29日から同年7月18日まで

2 森林病害虫等の種類

森林病害虫等防除法第2条第1項第1号に規定する松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木について、地 上から、薬剤の散布を行うこと。

4 命令をしようとする理由

1の(1)の区域及び周辺松林において松くい虫被害が発生しており、3の措置を行わなければ被害が異常に まん延し、1の(1)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

- 5 その他必要な事項
  - (1) 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
  - (2) 3の措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を本職に速やかに 提出すること。

(「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部森林・林業振興局及び東部農林事務所八頭事務所並びに鳥取市役所 に備え置いて一般の縦覧に供する。)

### 鳥取県告示第199号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の 規定により告示する。

その関係図面は、平成30年3月30日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課(鳥取市東町一丁目220)において

### 一般の縦覧に供する。

平成30年3月30日

鳥取県知事 平 井 治

路線名	変 更 前後別	区間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
米子岸本線	変更前	米子市奈喜良字釈加半西232-2地先から同市橋本 字漆原山362-2地先まで	4.0~23.8	943. 0
	<b>変</b>	米子市古市字六反田70-6地先から同市橋本字徳 道西473-1地先まで	14.0~33.9	219. 0
	変更後	米子市古市字頭無104-2地先から同市橋本字漆原 山362-2地先まで	13.3~55.7	918. 0

### 鳥取県告示第200号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の 規定により告示する。

その関係図面は、平成30年3月30日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課(鳥取市東町一丁目220)において 一般の縦覧に供する。

平成30年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区間	供用開始の期日
米子岸本線	米子市古市字頭無104-2地先から同市橋本字漆原山362-2地先	平成30年3月30日
	まで	

### 鳥取県告示第201号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規 定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成30年3月30日

鳥取県知事 平 井 治

- 1(1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称
  - (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
  - (3) 土砂災害警戒区域の名称 池田川 (II - 2 - 3 - 6 - 14)

(4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

2(1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

鳥取市

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊

(3) 土砂災害警戒区域の名称

下砂見第3地区(I-1596)、福井 I地区(Ⅱ-3670)

(4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び鳥取県土整備事務所並びに鳥取市役所

に備え置いて縦覧に供する。)

### 鳥取県告示第202号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規 定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成30年3月30日

鳥取県知事 平 井 治

- 1 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称 江府町
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
- 3 土砂災害警戒区域の名称 江尾8地区(Ⅱ-3673)
- 4 土砂災害警戒区域の表示 次の図のとおりとする。

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び西部総合事務所日野振興センター日野 県土整備局並びに江府町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 鳥取県告示第203号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規 定に基づく土砂災害警戒区域の指定を次のとおり変更するので、同条第4項の規定により告示する。

平成30年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1(1) 土砂災害警戒区域の指定を変更する市町村の名称 鳥取市
  - (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
  - (3) 土砂災害警戒区域の名称

区域の変更に係るもの

棒谷川 (I-1-1-1-23)、家ノ奥谷川 (I-1-1-65)、丹防東谷川 (I-1-1 -1 - 120

(4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

2(1) 土砂災害警戒区域の指定を変更する市町村の名称

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(3) 土砂災害警戒区域の名称

区域の変更に係るもの

鹿の子地区(Ⅱ-2424)

(4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び鳥取県土整備事務所並びに鳥取市役所 に備え置いて縦覧に供する。)

### 鳥取県告示第204号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規 定に基づく土砂災害警戒区域の指定を次のとおり変更するので、同条第4項の規定により告示する。

平成30年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 土砂災害警戒区域の指定を変更する市町村の名称 智頭町
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
- 3 土砂災害警戒区域の名称

区域の変更に係るもの

下西地区 (I-573)、下西D地区 (II-2524)

4 土砂災害警戒区域の表示 次の図のとおりとする。

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び八頭県土整備事務所並びに智頭町役場に 備え置いて縦覧に供する。)

### 鳥取県告示第205号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規 定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害特別警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成30年3月30日

鳥取県知事 平 井 治

- 1(1) 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称 鳥取市
  - (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
  - (3) 土砂災害特別警戒区域の名称 池田川 (II - 2 - 3 - 6 - 14)
  - (4) 土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおりとする。
  - (5) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号。以下 「政令」という。) 第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおりとする。
- 2(1) 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称
  - (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
  - (3) 土砂災害特別警戒区域の名称 下砂見第3地区(Ⅰ-1596)、福井Ⅰ地区(Ⅱ-3670)
  - (4) 土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおりとする。
  - (5) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおりとする。

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び鳥取県土整備事務所並びに鳥取市役所 に備え置いて縦覧に供する。)

### 鳥取県告示第206号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規 定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害特別警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成30年3月30日

鳥取県知事 平 井 伷 治

- 1 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称 智頭町
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
- 3 土砂災害特別警戒区域の名称 下西地区 (I-573)、下西D地区 (II-2524)
- 4 土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおりとする。
- 5 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条に 規定する衝撃に関する事項

次の図のとおりとする。

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び八頭県土整備事務所並びに智頭町役場 に備え置いて縦覧に供する。)

### 鳥取県告示第207号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規 定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害特別警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。 平成30年3月30日

> 鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称 江府町
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
- 3 土砂災害特別警戒区域の名称 江尾8地区(Ⅱ-3673)
- 4 土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおりとする。
- 5 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条に 規定する衝撃に関する事項

次の図のとおりとする。

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び西部総合事務所日野振興センター日野 県土整備局並びに江府町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 鳥取県告示第208号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の規 定に基づき次のとおり土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の 規定により告示する。

平成30年3月30日

鳥取県知事 平 井 治

- 1(1) 土砂災害特別警戒区域の指定を解除する市町村の名称 鳥取市
  - (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
  - (3) 土砂災害特別警戒区域の名称

全部について指定を解除するもの

- 2(1) 土砂災害特別警戒区域の指定を解除する市町村の名称 鳥取市
  - (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
  - (3) 土砂災害特別警戒区域の名称 一部について指定を解除するもの 鹿の子地区 (II-2424)
  - (4) 土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおりとする。
  - (5) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4 条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおりとする。

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び鳥取県土整備事務所並びに鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 鳥取県告示第209号

採石法(昭和25年法律第291号)第33条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県採石条例(平成15年鳥取県条例第72号)第13条の規定により次のとおり公表する。

平成30年3月30日

鳥取県鳥取県土整備事務所長 山 内 政 己

名称及び代表	主たる事務所		認可の内容		
者の氏名	の所在地	採石場の所在地及び	採取をする岩石の種	採取の期間	認可年月日
1 2 2 4 1	12/2/12/2	面積	類及び数量	17K-47K 4 > 7911H1	
有限会社松建	鳥取市津ノ井	鳥取市細見字砂田ノ	花崗岩	平成29年8	平成29年8月18
工業	610	二 653 - 7 外 14 筆	(15,534.3立方メー	月18日から	日
代表取締役		(37,655.88平方メ	トル)	平成32年8	
松川 敏之		ートル)	風化花崗岩	月17日まで	
			(1,036.9立方メー		
			トル)		
三明建設株式	鳥取市長谷825	鳥取市長谷字城ヶ谷	安山岩	平成29年9	平成29年9月25
会社		口822外5筆	(633, 594. 10立方メ	月25日から	日
代表取締役		(158,016.50平方メ	ートル)	平成32年9	
岡村 文美子		ートル)	凝灰岩	月24日まで	
			(158,098.80立方メ		
			ートル)		

鳥取県告示第210号

砂利採取法(昭和43年法律第74号)第16条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例 (平成15年鳥取県条例第73号) 第11条の規定により次のとおり公表する。

平成30年3月30日

鳥取県鳥取県土整備事務所長 山 内 政 己

			認可の内容		
名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	砂利採取場の所在 地及び面積	採取をする砂 利の種類及び 数量	採取の期間	認可年月日
有限会社フォ	鳥取市湖山町	鳥取市気高町大字	砂 (29,527立方	平成29年6月23日	平成29年6月23
ワード	北四丁目701	八幡408-18外7	メートル)	から平成30年6月	日
代表取締役		筆 (9,985.80平方		22日まで	
邨上 修		メートル)			
有限会社相互	鳥取市湖山町	鳥取市湖山町西二	砂 (27,749.05	平成30年3月20日	平成30年3月20
商事	北三丁目468	丁目430外5筆	立方メートル)	から平成31年3月	日
代表取締役		(8,846.80平方メ		19日まで	
千馬 幹男		ートル)			

### 鳥取県告示第211号

砂利採取法(昭和43年法律第74号)第20条第1項の規定に基づき、採取計画の変更の認可をしたので、鳥取県 砂利採取条例(平成15年鳥取県条例第73号)第11条の規定により次のとおり公表する。

平成30年3月30日

鳥取県鳥取県土整備事務所長 山 内 政 己

名称及び代	ナたて東欧	砂利採取場の所在	採取する砂利	認可の内容			認可年
	主たる事務		の種類及び数	変更事	変更前の	変更後の	
表者の氏名	所の所在地	地及び面積	量	項	内容	内容	月日
有限会社湯	鳥取市湖山	鳥取市賀露町西一	砂	採取の	平成 28 年	平成 28 年	平成 29
川建設	町東四丁目	丁目2898-2外3	( 10, 415. 78	期間	8月1日	8月1日	年 7 月
代表取締役	90	筆(3,957.00平方	立方メート		から平成	から平成	14日
湯川繁		メートル)	ル)		29 年7月	30 年7月	
					31 日まで	31 日まで	
千馬商会	鳥取市湖山	鳥取市三津字大浜	砂		平成 27 年	平成 27 年	平成 29
代表者	町北三丁目	ノー1108外15筆	(11, 943. 12		12月22日	12月22日	年 12 月
千馬 高広	468	(6, 796. 15平方メ	立方メート	"	から平成	から平成	22日
		ートル)	ル)		29年12月	30年12月	
					21 日まで	21 日まで	
有限会社相		鳥取市伏野字砂浜	砂		平成 29 年	平成 29 年	
互商事		2312外6筆	(8, 371. 40		1月6日	1月6日	
代表取締役	"	(6, 239. 52平方メ	立方メート	"	から平成	から平成	"
千馬 幹男		ートル)	ル)		30 年1月	31年1月	
					5日まで	5日まで	

### 鳥取県告示第212号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者を指定 したので、同法第21条の5の24の規定により次のとおり告示する。

平成30年3月30日

鳥取県中部総合事務所長 広 恭 田

	主たる事務所の	指定に係る障害児通所	指定に係る障害児通所	障害児通所	
名称	王にる事務所の 所在地	支援事業を行う事業所	支援事業を行う事業所	支援事業の	指定年月日
	別往地	の名称	の所在地	種類	
社会福祉法人	東伯郡琴浦町	社会福祉法人琴浦町	東伯郡琴浦町大字赤	放課後等デ	平成30年4
琴浦町社会福	大字浦安123-	社会福祉協議会琴浦	碕1113-1	イサービス	月1日
祉協議会	1	ふれあい事業所放課			
		後等デイサービス			

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第16項の規定に基づき、次のとおり灘手土地改良区から役員が就任 した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成30年3月30日

鳥取県中部総合事務所長 広 田 一 恭

就任した役員の氏名及び住所

理 事 安 藤 武 道 倉吉市鋤261

平成30年3月2日就任 任期 平成32年3月27日まで

### 鳥取県告示第214号

平成30年鳥取県告示第52号 (河川法による船舶の撤去について) により撤去すべき旨を告示した次の船舶につ いて、河川法(昭和39年法律第167号)第75条第4項の規定により保管したので、同条第5項の規定により次のと おり告示する。

平成30年3月30日

鳥取県中部総合事務所長 広 田 一 恭

- 1 保管した船舶の数量 10隻
- 2 保管した船舶が放置されていた場所

船舶番号	船名	所 在 地
不明	不明	東伯郡湯梨浜町大字長江1204-33
不明	不明	東伯郡湯梨浜町大字門田56-2
不明	不明	東伯郡湯梨浜町大字門田54-3
不明	不明	東伯郡湯梨浜町大字長和田1782-1
不明	不明	東伯郡湯梨浜町大字長和田1394-1
不明	吉宮丸	東伯郡湯梨浜町大字長和田1394-1
不明	不明	東伯郡湯梨浜町大字松崎370-31地先
不明	不明	東伯郡湯梨浜町大字松崎566-2地先
不明	不明	東伯郡湯梨浜町大字松崎592-46地先
不明	不明	東伯郡湯梨浜町大字松崎592-28地先

- 3 保管した船舶を除却した目時 平成30年3月16日(金)16時
- 4 保管を開始した日時 平成30年3月16日 (金) 16時
- 5 保管の場所 東伯郡湯梨浜町大字光吉字南津13-1
- 6 引取り方法
  - (1) 引取り期間及び時間

平成30年3月16日(金)から平成30年9月17日(月)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する 法律(昭和23年法律第17号)に規定する休日を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後3 時まで。ただし、平成30年6月15日(金)までに船舶の引取りがない場合には、河川法第75条第6項又は 第7項の規定に基づき、当該船舶を売却してその代金を保管し、又は当該船舶を廃棄することがある。

### (2) 問合せ先

倉吉市東巖城町2

鳥取県中部総合事務所県土整備局維持管理課

電話0858-23-3216

(3) 引き取るときに必要な書類等

ア 身分証明書(所有者、占有者その他当該物件について権原を有する者(以下「所有者等」という。)で あることを証明できる書類)

イ 印鑑

### 7 費用負担

河川法第75条第9項の規定により、船舶の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、所有者等 の負担とする。

### 鳥取県告示第215号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定に 基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法 第51条の規定により次のとおり告示する。

平成30年3月30日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

		指定に係る障害福	指定に係る障害福祉		
名 称	主たる事務所	祉サービス事業を	サービス事業を行っ	障害福祉サー	
名 称	の所在地	行っていた事業所	ていた事業所の所在	ビスの種類	廃止年月日
		の名称	地		
株式会社しん	米子市夜見町	しんしあにちなん	日野郡日南町生山	就労継続支援	平成30年3
しあ	2946		413 — 2	A型	月31日
特定非営利活	日野郡日南町	ファーマーズ つ	日野郡日南町神戸上	就労継続支援	"
動法人つなで	生山659-1	なで	2490 — 2	B型	"

# 警察本部告示

### 鳥取県警察本部告示第1号

平成18年鳥取県警察本部告示第1号(口頭による開示請求を行うことができる個人情報について)の一部を次 のように改正し、平成30年3月30日から施行する。

平成30年3月30日

鳥取県警察本部長 佐 野 裕 子

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後						改立	E 前		
口頭による	開示する個	開示請求	開示請求		口頭による	開示する個	開示請求	開示請求	
開示請求	人情報の内	を行うこと	を行うこと		開示請求	人情報の内	を行うこと	を行うこと	
を行うこと	容	ができる期	ができる場		を行うこと	容	ができる期	ができる場	
ができる個		間	所		ができる個		間	所	
人情報取					人情報取				
扱事務の名					扱事務の名				
称					称				

略				略			1
警備員の検	学科試験	最終合格	警察本部	警備員の検	学科試験	最終合格	警察本
定に関する	及び実技試	発表の日か	生活環境	定に関する	及び実技試	発表の日か	生活安
事務	験の得点	ら1月間	<u>課</u>	事務	験の得点	ら1月間	企画課
警備員指	修了考查	合格発表	警察本部	警備員指	修了考查	合格発表	警察本
導教育責	の得点	の目から1	生活環境	導教育責	の得点	の目から1	生活安全
任者講習		月間	課	任者講習		月間	企画課
及び機械警				及び機械警			
備業務管				備業務管			
理者講習				理者講習			
に関する事				に関する事			
務				務			
猟銃等講	猟銃及び空	合格発表	警察本部	猟銃等講	猟銃及び空	合格発表	警察本
習会講習	気銃の取扱	の目から1	生活環境	習会講習	気銃の取扱	の目から1	生活安全
処理事務	いに関する	月間	課 (当日の	処理事務	いに関する	月間	<u>企画課</u> (
	講習会の初		み考査会		講習会の初		日のみ考
	心者講習		場)		心者講習		会場)
	修了考查				修了考查		
	における得				における得		
	点				点		
猟銃技能	猟銃の操作	合格発表	警察本部	猟銃技能	猟銃の操作	合格発表	警察本
講習処理	及び射撃の	の目から1	生活環境	講習処理	及び射撃の	の目から1	生活安全
事務	技能に関す	月間	<u>課</u>	事務	技能に関す	月間	企画課
	る講習修了				る講習修了		
	考査におけ				考査におけ		
	る得点				る得点		
年少射撃	年少射撃	合格発表	警察本部	年少射撃	年少射撃	合格発表	警察本
資格講習	資格の認定	の目から1	生活環境	資格講習	資格の認定	の目から1	生活安全
会講習処	のための講	月間	課 (当日の	会講習処	のための講	月間	企画課 (
理事務	習会の講習		み考査会	理事務	習会の講習		日のみ考
	修了考查		場)		修了考查		会場)
	における得				における得		
	点				点		
略				略			

# 内水面漁場管理委員会告示

### 鳥取県内水面漁場管理委員会告示第1号

漁業法 (昭和24年法律第267号) 第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、コイ (マゴイ及びニシキゴ イをいう。以下同じ。)の持出しについて次のとおり指示する。

平成30年3月30日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 安 藤 敏

### 1 指示内容

県内の公共用水面及びこれと連接一体を成す水面においては、他の水面(コイの養殖場を除く。) から持ち 出したコイを放流し、又は遺棄してはならない。ただし、公的機関が実施する疾病検査等に供する場合又はコ イヘルペスウイルス病のPCR検査で陰性が確認された場合は、この限りではない。

2 指示期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

3 指示の目的

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため

### 鳥取県内水面漁場管理委員会告示第2号

平成30年度における第5種共同漁業に係る水産動植物の増殖目標量を次のとおり定めたので告示する。 平成30年3月30日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 安 藤

免許番号	漁業権者の名称	漁場の区域	漁業権魚種	増殖方法	増殖目標量
内共第1	千代川漁業協同組合	千代川水	あゆ	種苗の放流	884千尾
号		系に係る河		産卵床の造成	3,000平方メートル
		Ш	渓流魚	種苗の放流	190千尾
内共第2	天神川漁業協同組合	天神川水	あゆ	"	150千尾
号		系に係る河	渓流魚	"	66千尾
		Ш			
内共第3	日野川水系漁業協同	日野川水	あゆ	"	2,000千尾
号	組合	系に係る河		産卵床の造成	13,000平方メートル
		Ш	渓流魚	種苗の放流	60千尾
				産卵床の造成	900平方メートル
			うなぎ	種苗の放流	40キログラム
内共第4	湖山池漁業協同組合	湖山池	ふな	11	50千尾
号			うなぎ	"	30キログラム
			わかさぎ	"	2,000千粒
			しらうお	産卵床の造成	600平方メートル
			えび	"	2,000平方メートル
内共第5	東郷湖漁業協同組合	東郷池	ふな	種苗の放流	30千尾
号			うなぎ	"	60キログラム
			わかさぎ	産卵床の造成	5,000平方メートル
			しらうお	"	2,000平方メートル
			えび	"	2,000平方メートル

注 渓流魚は、やまめ(さくらますを含む。)、いわな及びあまご(さつきますを含む。)の合計を指す。

鳥取県大規模店舗立地誘導条例(平成21年鳥取県条例第5号)第8条第1項の規定に基づき、大規模店舗の設 置について届出があったので、同条第5項の規定により公告する。

当該設置届に係る届出書及びこれに添付された書類は、平成30年3月30日から平成30年5月30日まで公衆の縦 覧に供する。

なお、当該届出施設の設置については、同条例第10条第2項の規定に基づき平成30年5月30日までに知事に意 見書を提出することができる。

平成30年3月30日

鳥取県知事 平 井 治

- 1 届出者の名称及び所在地並びに代表者の氏名 有限会社ジェイズクラブ 代表取締役 木口 順一郎 島根県安来市汐手が丘29-7 有限会社あたらしや商事 代表取締役 井上 賢明 米子市東福原六丁目14-45
- 2 大規模店舗の名称 (仮称) TSUTAYA米子東福原店
- 3 大規模店舗の敷地の所在地 米子市東福原六丁目822-4外
- 4 大規模店舗の用途 物販店舗及びサービス店舗
- 5 大規模店舗の総床面積 3,164平方メートル
- 6 大規模店舗の設置に係る工事に着手する予定の日 平成30年9月1日
- 7 縦覧場所及び意見書の提出場所

鳥取県生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課(鳥取市東町一丁目220)

鳥取県西部総合事務所地域振興局西部振興課(米子市糀町一丁目160)

鳥取県大規模店舗立地誘導条例(平成21年鳥取県条例第5号)第17条第1項の規定に基づき、大規模店舗の設 置の中止について届出があったので、同条第2項の規定により公告する。

平成30年3月30日

鳥取県知事 平 井 治

- 1 届出者の名称及び所在地並びに代表者の氏名 株式会社エスマート 代表取締役 川木 光義 鳥取市湖山町北三丁目303
- 2 大規模店舗の名称 (仮称) エスマート河原店
- 3 中止年月日 平成30年3月20日
- 4 中止理由

設置計画を見直したため

# 調達公告

総合評価一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167 条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第 6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年3月30日

鳥取県営病院事業管理者 中 林 敬

- 1 調達内容
  - (1) 調達案件の名称及び数量

新鳥取県立中央病院電子カルテ端末等 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期限

平成31年1月31日(木)までの間で、機器又は業務ごとに別途指定する期限(ただし、鳥取県立中央病院 建替整備工事の工程によって変更となる場合がある。)

(4) 履行場所

新鳥取県立中央病院(鳥取市江津730)

- (5) 入札方法
  - ア 落札者の決定は、総合評価一般競争入札により行うので、入札者は、入札説明書に定める書類等を入札 書とともに提出しなければならない。
  - イ 契約に当たっては、入札書に記載された金額(以下「入札価格」という。)に100分の108を乗じて得た 金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金 額から当該金額に108分の8を乗じて得た金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるもの とする。) を減じた金額に相当する金額を入札書に記載すること。

本件入札に参加することができる者は、単独企業又は共同企業体とし、次に掲げる要件を全て満たす者とす る。

- (1) 単独企業に関する要件
  - ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - イ 平成30年3月30日(金)から開札日(再度入札を含む。)までの間のいずれの日においても、鳥取県指 名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付出第157号)第3条第1項の規定による指名 停止措置を受けていない者であること。
  - ウ 平成30年3月30日(金)から開札日(再度入札を含む。)までの間のいずれの日においても、会社更生 法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
  - エ 平成27年鳥取県告示第596号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の 資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有 するとともに、その業務区分が事務用機器のパソコン類に登録されている者であること。

なお、当該業種区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、競争入札 参加資格の審査を求める申請書類を平成30年4月10日(火)正午までに4の(2)の場所に提出すること。そ の際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に 必ず連絡すること。

- オ 本件入札に係る共同企業体の構成員でないこと。
- カ この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であること。
- キ 鳥取県立中央病院との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。
- (2) 共同企業体に関する要件
  - ア 各構成員が(1)のアからウまで、カ及びキの全てに該当すること。
  - イ 共同企業体が、2以上の者により自主的に結成されたものであること。
  - ウ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ 場合には、いずれかの者が代表者となること。
  - エ 各構成員が、本件入札に参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員でないこと。
  - オ 次の事項を定めた共同企業体結成に係る協定を締結していること。
    - (ア) 目的
    - (イ) 共同企業体の名称
    - (ウ) 構成員の名称及び所在地

- (エ) 代表者の名称
- (オ) 代表者の権限
- (カ) 構成員の出資割合
- (キ) 構成員の責任
- (ク) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置
- (ケ) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置
- (コ) 解散後のかし担保責任
- (サ) その他必要な事項
- カ 構成員のうち、いずれかの者が(1)の工に該当すること。

なお、当該業種区分に登録された構成員がいない共同企業体が本件入札に参加しようとするときは、構 成員のいずれかが競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成30年4月10日(火)正午まで に4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請 書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。

3 契約担当部局

鳥取県立中央病院医療情報管理室

- 4 入札手続等
  - (1) 入札の手続及び仕様に関する問合せ先

〒680-0901 鳥取市江津730

鳥取県立中央病院医療情報管理室

電話 0857-26-2271 (内線2883)

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県庶務集中局物品契約課(平成30年4月1日以後は、鳥取県総務部総合事務センター物品契約課) 電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書等の交付方法

平成30年3月30日(金)から同年4月20日(金)までの間にインターネットのホームページ (http://www.pref.tottori.lg.jp/chuoubyouin/) から入手すること。ただし、これにより難い者には、次 により直接交付し、又は郵送により交付するものとする。

なお、郵送による交付を希望する者は、250円分の切手を貼り付けた宛先明記の返信用封筒を同封し、交付 期間中に(1)の場所へ請求すること。

ア 交付期間及び時間

平成30年3月30日(金)から同年4月20日(金)までの間(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時か ら午後5時までとする。

イ 交付場所又は郵送申込先

(1)に同じ

(4) 郵送等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平 成14年法律第99号) 第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事 業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。) により、(5)に定める目の前目の午後5時までに、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時、場所

ア 日時

平成30年5月10日(木)午前11時45分

イ 場所

鳥取市江津730

鳥取県立中央病院大会議室

- ウ 提出書類
  - (ア) 入札書(封書にすること) 1 通
  - (イ) 委任状(代理人が入札する場合) 1通
- 5 入札者に要求される事項
  - (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければな
  - (2) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す参加資格確認申請書を4の(1)の場所に、平成30年 4月13日(金)の午後5時までに提出しなければならない。
  - (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 6 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなけ ればならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程(平成7年鳥取県病院局管理規程第12号。以下「財 務規程」という。) 第69条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調 達手続特例規則」という。) 第14条の規定の例により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合におい て、財務規程第69条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定の例により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

- 7 落札候補者の選定及び落札者の決定方法
  - (1) 落札候補者の選定は、入札説明書で示すところにより、評価委員会を設けて行う提案書の評価及び入札 価格の総合評価により行う。
  - (2) この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則 第11号) 第127条の規定の例に基づいて作成された予定価格の範囲内の価格をもって入札したもののうち、総 合評価の最も高かった者を落札者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した 履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこ ととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、その者を落札者とせず、当該予定価格の 制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、総合評価合計点数の最も高かったものを落札者とす ることがある。
  - (3) 評価点及び価格点の合計点数が最も高い者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。
- 8 その他
  - (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻 日本語、日本国通貨及び日本標準時
  - (2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説 明書に掲げる無効条件に該当する入札及び財務規程、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とす

(3) 契約書作成の要否

(4) 手続における交渉の有無

(5) その他

詳細は、入札説明書による。

### 9 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be required: New hospital electronic medical record terminals for Tottori Prefectural Chuou Hospital : 1 set
- (2) Time limit of the submission of documents for qualification confirmation: 5:00 PM 13 April, 2018
- (3) Time limit of the submission of tenders: 11:45 AM 10 May, 2018 Time limit of the submission of tenders by registered mail: 5:00 PM 9 May, 2018
- (4) Please contact for notice: Medical Information Management Office, Tottori Prefectural Chuou Hospital, 730 Edu, Tottori-shi, Tottori 680-0901 Japan TEL 0857-26-2271 ex. 2883

.....

新生公立鳥取環境大学運営協議会規約(平成23年鳥取県告示第752号)第4条第1項の規定により、公立大学法 人公立鳥取環境大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規程の一部を改正する規程を定めたので、同規約第 36条第1項の規定により公告する

平成30年3月30日

新生公立鳥取環境大学運営協議会会長 平 井 治 公立大学法人公立鳥取環境大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規程の一部を改正する規程

公立大学法人公立鳥取環境大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規程の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前 改正後

### (監査報告の記載事項)

- 第2条 法第13条第4項の監査報告に記載すべき事項 は次のとおりとする。
  - (1) 監事の監査の方法及びその内容
  - (2) 法人の業務が、法令等に従って適切に実施さ れているかどうか及び中期目標の着実な達成に向 け効果的かつ効率的に実施されているかどうかに ついての意見
  - (3) 役員の職務の執行が法令等に適合することを 確保するための体制その他法人の業務の適正な実 施を確保するための体制の整備及び運用について の意見
  - (4) 役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法 令等に違反する重大な事実があったときは、その 事実
  - (5) 監査のため必要な調査ができなかったときは、 その旨及びその理由
  - (6) 監査報告を作成した日

(監事が調査すべき書類)

第3条 法第13条第6項第2号の規則で定める書類

は、法、地方独立行政法人法施行令(平成15年政令 第486号。以下「政令」という。) 及びこの規程の 規定に基づき新生公立鳥取環境大学運営協議会会長 (以下「会長」という。) に提出する書類とする。

(業務方法書の記載事項)

第4条 法第22条第2項の規則で定める事項は、次に 第2条 法第22条第2項の業務方法書に記載すべき事 掲げる事項とする。

 $(1)\sim(4)$  略

(料金の上限の認可の申請)

第5条 法人は、法第23条第1項の規定により業務に 第3条 法人は、法第23条第1項の規定により業務に 関して徴収する料金の上限について認可を受けよう とするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を 会長に提出しなければならない。

 $(1)\sim(4)$  略

(中期計画の認可等)

第6条 略

(中期計画に記載する業務運営に関する事項)

第7条 略

(年度計画の記載事項等)

第8条 略

(業務方法書の記載事項)

項は、次に掲げる事項とする。

 $(1)\sim(4)$  略

(料金の上限の認可の申請)

関して徴収する料金の上限について認可を受けよう とするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を 新生公立鳥取環境大学運営協議会会長(以下「会長」 という。) に提出しなければならない。

(1)~(4) 略

(中期計画の認可等)

第4条 略

(中期計画に記載する業務運営に関する事項)

第5条 略

(年度計画の記載事項等)

第6条 略

(各事業年度の業務の実績の報告)

第7条 法人は、法第28条第1項の規定により各事業 年度における業務の実績について新生公立鳥取環境 大学運営協議会規約第9条の規定により設置された 公立大学法人公立鳥取環境大学評価委員会(以下 「評価委員会」という。) の評価を受けようとする ときは、年度計画に定めた事項ごとにその実績を明 らかにした報告書を、当該事業年度の終了後3月以 内に評価委員会に提出しなければならない。

(中期目標に係る事業報告書の記載事項)

第8条 法第29条第1項の中期目標に係る事業報告書 には、当該中期目標に定めた事項ごとにその実績を 明らかにしなければならない。

(中期目標の期間における業務の実績の報告)

第9条 法人は、法第30条第1項の規定により中期目 標の期間における業務の実績(以下「中期業務実績」

### (各事業年度の業務の実績等の報告)

- 第9条 法人は、法第78条の2第1項の規定により各 事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げ る事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に 定める事項について、新生公立鳥取環境大学運営協 議会規約第9条の規定により設置された公立大学法 人公立鳥取環境大学評価委員会(以下「評価委員会」 という。) の評価を受けようとするときは、法第78 条の2第2項の規定により自ら評価を行った結果を 明らかにした報告書を、各事業年度の終了後3月以 内に評価委員会に提出するとともに、公表しなけれ ばならない。
  - (1) 次号及び第3号掲げる事業年度以外の事業年 度 当該事業年度における年度計画に定めた事項 ごとの業務の実績
  - (2) 中期目標の期間の最後の事業年度の前々事業 年度 当該事業年度における年度計画に定めた事 項ごとの業務の実績及び中期目標の期間の終了時 に見込まれる当該中期目標に定めた事項ごとの当 該中期目標の期間における業務の実績
  - (3) 中期目標の期間の最後の事業年度 当該事業 年度における年度計画に定めた事項ごとの業務の 実績及び中期目標の期間における当該中期目標に 定めた事項ごとの業務の実績

### (会計処理)

第10条 会長は、法人が業務のため取得しようとして 第10条 会長は、法人が業務のため取得しようとして いる償却資産がその減価に対応すべき収益の獲得が 予定されていないもの(以下「減価対応収益のない 資産」という。) であると認められる場合には、地 方独立行政法人法施行規則(平成16年総務省令第51 号) 第3条第3項の規定により総務大臣が公示する 地方独立行政法人会計基準(以下「会計基準」とい う。) に基づき、当該償却資産を取得するまでの間 に限り、当該償却資産を減価対応収益のない資産と して指定することができる。

という。) について評価委員会の評価を受けようと するときは、当該中期目標に定めた事項ごとにその 実績を明らかにした報告書を、当該中期目標の期間 の終了後3月以内に評価委員会に提出しなければな らない。

2 法人は、中期目標の期間の中途の時点において会 長から法第121条第1項の規定による報告を求めら れたときは、当該時点における中期業務実績を明ら かにした報告書を提出しなければならない。

### (会計処理)

いる償却資産がその減価に対応すべき収益の獲得が 予定されていないもの(以下「減価対応収益のない 資産」という。) であると認められる場合には、地 方独立行政法人法施行規則(平成16年総務省令第51 号) 第1条第3項の規定により総務大臣が公示する 地方独立行政法人会計基準(以下「会計基準」とい う。) に基づき、当該償却資産を取得するまでの間 に限り、当該償却資産を減価対応収益のない資産と して指定することができる。

2 · 3 略

(財務諸表等)

第11条 略

- 2 法第34条第2項の事業報告書に記載すべき事項
  - は、次の<u>とおりとする。</u>
  - (1) 法人に関する基礎的な情報
  - (2) 事業に関する説明
  - (3) 財務諸表の要約
  - (4) 財務情報
- 3 法第34条第3項の規則で定める期間は、6年とす 2 法第34条第4項の規則で定める期間は、6年とす る。

(積立金の処分に係る承認の手続)

- するときは、次に掲げる事項を記載した申請書に会 長が必要と認める事項を記載した書類を添付して、 中期目標の期間の最後の事業年度に係る法第34条第 1項の規定による財務諸表の提出に併せて会長に提 出しなければならない。
  - (1) (2) 略
  - (3) 法第40条第5項の規定により納付しようとす る残余の金額

(納付金の納付の手続)

第14条 会長は、法第40条第4項の規定による承認を|第14条 会長は、法第40条第4項の規定による承認を したときは、速やかに法第40条第5項の規定による 納付金の額及び納付の期限を法人に通知するものと する。

2 · 3 略

(財務諸表)

第11条 略

る。

(積立金の処分に係る承認の手続)

- 第13条 法人は、法第40条第4項の承認を受けようと 第13条 法人は、法第40条第4項の承認を受けようと するときは、次に掲げる事項を記載した申請書に会 長が必要と認める事項を記載した書類を添付して、 中期目標の期間の最後の事業年度に係る法第34条第 1項の規定による財務諸表の提出に併せて会長に提 出しなければならない。
  - (1) (2) 略
  - (3) 法第40条第6項の規定により納付しようとす る残余の金額

(納付金の納付の手続)

したときは、速やかに法第40条第6項の規定による 納付金の額及び納付の期限を法人に通知するものと する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。